

北海道鉄道本部が年末一時金要求を提出 2.48 か月分プラス一律7万円

北海道鉄道本部は10月10日に年末一時金要求書をJR北海道に提出しました。要求は「JR北海道で働くすべての労働者に年末一時金を支給すること」「年末一時金を基準内賃金の2.48か月分の支払いと、物価高騰対策としてすべての社員に一律7万円を支払うこと」「寒冷地手当不支給の社員への緊急措置として一律5万円の生活支援をおこなうこと」「エルダー社員への乗率1/2は行使しないこと」などです。一律要求（7万円）は夏季一時金に続く要求です。

「トラックの日」・釧路で宣伝行動

トラック部会の重要な行動である「トラックの日」（10月9日）行動で、釧路地裁支部（釧路トラック部会）は釧路市の入り口にあたる「大楽毛」コンビニ、トラック駐車場で宣伝行動をおこないました。行動には6名の組合員が参加し午前11時から午後1時まで2時間、ドライバーのお昼休憩時間に行い、18台のトラック運転手に建交労パンフ付きティッシュペーパーと「2026年春闘要求アンケート」を手渡し会話しました。今年はその場でアンケートに記入してくれる労働者もいまして行動の励みになりました。また、太平洋運輸分会の職場ではアンケート用紙を職場の入り口に置いて行動に参加しました。

なくせじん肺・アスベスト被害 道庁に要請

「8時間労働」の確認を求める

10月2日、「なくせじん肺・アスベスト被害」北海道キャラバンの最初の行動として北海道庁に要請しました。弁護士や建設アスベスト訴訟原告と建交労から9人が参加し、道庁側は経済部・建設部・環境生活部・病院局の担当課長補佐などが対応しました。

道発注のトンネル工事は2か所で1本は掘削が完了し、もう1本は来月から掘削を開始するとして、発注は2交代（8時～17時／19時～翌日4時）だと明らかにしましたが、要請側は「労働者の声や元請ゼネコンに聞くと依然として10時間労働が実態だ。発注者として賃金台帳の確認を含めて現場で徹底してほしい」と求めました。石綿の事前調査結果の報告は、令和6年度10,562件（うち石綿含有は5,241件）、令和7年度は9月までで5,798件との回答がありました。「アスベストアナライザーは、昨年度に環境省から借りたが実際には使わなかった。今年度は借りていない」「検査キットは通算で各振興局に51個配布し、10個使用した」といずれも消極的な姿勢でした。また、アスベスト含有の解体工事で「初めは囲いがあっても工事が進むと取り払われている所がある。継続的に確認すべきだ」との意見も述べました。

北海道建設アスベスト訴訟第3陣の第2回口頭弁論

10月10日に札幌高裁で「北海道建設アスベスト訴訟第3陣」の控訴審第2回口頭弁論が開かれ原告の奥山さん（遺族）と弁護団の長野順一弁護士が意見陳述しました。長野弁護士は「裁判所のイニシアチブで速やかにアスベスト被害の救済としてふさわしい内容での和解解決をはかってほしい」と求めました。第3回口頭弁論は来年1月16日、第4回は3月18日です。